

報告第30号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年8月27日提出

亀山市長 櫻井 義之

別紙

専決処分書



訴訟代理人と定める。

(2) 第1審判決の結果、必要がある場合は、上訴する。

別紙  
物件目録

所 在	亀山市北鹿島町370番地27
住宅名称	亀山市営鹿島住宅G-25号
種 類	市営住宅
構 造	鉄筋コンクリート造モルタル陸屋根地上3階
床面積	62.40㎡